

育英大学学生表彰規則

（趣 旨）

第1条 この規則は、育英大学学則第60条第2項の規定に基づき、育英大学（以下「本学」という。）における学生及び学生により構成された団体（以下「学生等」という。）の表彰に関し必要な事項を定める。

（表彰の対象）

第2条 表彰は、次の各号のとおりとし、他の模範となる学生等で各賞において、そのすべてに該当するもの対して行う。

（1）学園長賞 若干人

- ア 学業成績が特に優秀で品行方正であること。
- イ 学生会及びクラブ活動等において特に顕著な貢献をしていること。
- ウ 欠席、欠課が少ないこと。

（2）成績優良賞 10人以内

- ア 履修した必修科目及び選択必修科目の総合点の平均得点が優秀であること。
- イ 品行方正であること。
- ウ 再試験に該当した科目がないこと。ただし、再試験科目が1科目以内で総合点の平均得点において特に成績優秀であると認められた場合は検討するものとする。

（3）特別賞 若干人

- ア クラブ活動等において特に顕著な貢献をしていること。
- イ 本学のために特に顕著な貢献をしていること。

（4）全国保育士養成協議会会長賞 1人

保育士資格取得者であって、成績優秀にして品行方正であり、児童福祉施設（行政を含む。）で保育士として勤務することが確定している者

（候補者の推薦）

第3条 各専攻長及び課外活動の顧問教員は、前条各号のいずれかに該当すると認められる学生等を表彰候補者として学長に推薦する。

（被表彰者の決定）

第4条 学長は、前条の推薦に基づき、教授会の議を経て、被表彰者を決定する。

（表彰の時期及び方法）

第5条 表彰は、原則として毎年3月に学長が行う。

2 前項の表彰には、副賞を付けることができる。

（事 務）

第6条 表彰に関する事務は、事務局学生支援課において処理する。

(規則の改廃)

第7条 この規則の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規則は、平成30年3月13日に制定し、平成30年4月1日から施行する。